

令和5年度 玉保の保険料率

令和5年度の国民健康保険料の額は下記の料率をもとに計算します。

保険料は、妹背牛町の国保加入者全員の前年所得、今年度必要な医療費の額等を勘案して決定します。

保険料は、みなさんが健康な生活をおくるために必要な、皆保険制度運営になくてはならないものです。

制度をご理解いただき、保険料の納期内納入をお願いいたします。

	所得割	均等割	平等割	
	世帯の国保加入者の所得に応じて計算	世帯の国保加入者の数に応じて計算	一世帯にいくらと計算	限度額
医療給付費分	4.36%	31,800円	27,100円	65万円
後期高齢者分	2.11%	13,700円	11,700円	22万円
介護納付金分	1.36%	18,200円	10,800円	17万円

～令和5年度より4方式から3方式へ～

妹背牛町では、保険料の見直しを行い、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）で算定していた保険料を、今年度より資産割を廃止して3方式で算定することになりました。

かつては資産を有する農業者、自営業者が国保加入者の大部分を占めていましたが、近年は資産を持たない加入者も増加しており、国保料負担の公平性を保持するためにも3方式を採用することになりました。

国保加入者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮していますので、安定した国保運営のため、ご理解いただきまようお願ひいたします。

国保料の納入

国保料の納入義務者は世帯主です！
国保に加入していない世帯主の方も、世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に国保料が賦課されます。

◆ 普通徴収の納期 ◆

4月から翌年の3月までの保険料を7月から12月までの6回で納めていただきます。

令和5年度の納期限・・・・・ 納め忘れのない口座振替をお勧めします。

期 別	月 日	期 別	月 日	期 別	月 日
1 期	7月25日(火)	3 期	9月25日(月)	5 期	11月27日(月)
2 期	8月25日(金)	4 期	10月25日(水)	6 期	12月25日(月)

◆ 特別徴収[年金からの天引き納入]について ◆ (次の条件を満たす方が対象です。)

- ①世帯主が国保加入者であること。
- ②世帯の国保加入者が全員65歳以上75歳未満であること。
- ③1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤国保料と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続き

年金からの天引き納入ではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保料納付方法変更申出書」の提出が必要です。役場住民課保険グループの窓口で手続きしてください。

◆ 年度途中の加入・喪失の場合 ◆

年度の途中で国保に加入された時は、資格取得された月から月割で計算します。
また、年度の途中で資格喪失された時は、喪失された月の前月までの月割で計算します。

例：8月1日国保加入・8月10日手続き→8月～翌年3月までの8か月分が賦課されます。

〈保険料は9月に決定するので、9月～12月までの4回で支払っていただきます。〉

例：8月1日社保加入・8月10日手続き→4月～7月までの4か月分が賦課されます。

〔保険料は9月に決定するので、1期・2期を支払済みの場合、再計算して多く納入
されている場合は還付し、足りない場合は納付書を新たに発布します。〕